

議案第22号 説明資料

幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																																									
○幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成 7 年12月19日 条例第26号) 第 1 条～第22条 略 附 則 1 ～ 3 略 4 編入前の忠類村の区域における町が処理する一般廃棄物の<u>処理手数料</u>は、当分の間、第17条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th colspan="3">区分</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="6">ごみ処理手数料</td><td rowspan="5">燃えるごみ 燃えないごみ 燃やせないごみ</td><td rowspan="5">規則で指定 するごみ袋 で排出する 場合</td><td>5リットル</td><td>15円</td></tr><tr><td>10リットル</td><td>20円</td></tr><tr><td>20リットル</td><td>30円</td></tr><tr><td>30リットル</td><td>50円</td></tr><tr><td>45リットル</td><td>70円</td></tr><tr><td colspan="3">大型ごみ</td><td>70円</td></tr><tr><td rowspan="3">し尿処理手数料</td><td>基本料金</td><td colspan="2">300リットルまで</td><td>1,710円</td></tr><tr><td>超過料金</td><td colspan="2">20リットル増す毎に</td><td>114円</td></tr><tr><td>特殊料金</td><td colspan="3">凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。</td></tr></table> 備考 1 燃えるごみ、燃えないごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとは、それぞれ町長が別に定めるものをいう。 2 し尿処理量が300リットルを超える場合において、20リットル単位ごとに20リットル未満の端数があるときは、当該端数を20リットルとみなす。	種類	区分			金額	ごみ処理手数料	燃えるごみ 燃えないごみ 燃やせないごみ	規則で指定 するごみ袋 で排出する 場合	5リットル	15円	10リットル	20円	20リットル	30円	30リットル	50円	45リットル	70円	大型ごみ			70円	し尿処理手数料	基本料金	300リットルまで		1,710円	超過料金	20リットル増す毎に		114円	特殊料金	凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。			○幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成 7 年12月19日 条例第26号) 第 1 条～第22条 略 附 則 1 ～ 3 略 4 編入前の忠類村の区域における町が処理する一般廃棄物の<u>ごみ処理手数料</u>は、当分の間、第17条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th colspan="3">区分</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="6">ごみ処理手数料</td><td rowspan="5">燃えるごみ 燃えないごみ 燃やせないごみ</td><td rowspan="5">規則で指定 するごみ袋 で排出する 場合</td><td>5リットル</td><td>15円</td></tr><tr><td>10リットル</td><td>20円</td></tr><tr><td>20リットル</td><td>30円</td></tr><tr><td>30リットル</td><td>50円</td></tr><tr><td>45リットル</td><td>70円</td></tr><tr><td colspan="3">大型ごみ</td><td>70円</td></tr></table> 備考 燃えるごみ、燃えないごみ、燃やせないごみ及び大型ごみとは、それぞれ町長が別に定めるものをいう。	種類	区分			金額	ごみ処理手数料	燃えるごみ 燃えないごみ 燃やせないごみ	規則で指定 するごみ袋 で排出する 場合	5リットル	15円	10リットル	20円	20リットル	30円	30リットル	50円	45リットル	70円	大型ごみ			70円
種類	区分			金額																																																						
ごみ処理手数料	燃えるごみ 燃えないごみ 燃やせないごみ	規則で指定 するごみ袋 で排出する 場合	5リットル	15円																																																						
			10リットル	20円																																																						
			20リットル	30円																																																						
			30リットル	50円																																																						
			45リットル	70円																																																						
	大型ごみ			70円																																																						
し尿処理手数料	基本料金	300リットルまで		1,710円																																																						
	超過料金	20リットル増す毎に		114円																																																						
	特殊料金	凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。																																																								
種類	区分			金額																																																						
ごみ処理手数料	燃えるごみ 燃えないごみ 燃やせないごみ	規則で指定 するごみ袋 で排出する 場合	5リットル	15円																																																						
			10リットル	20円																																																						
			20リットル	30円																																																						
			30リットル	50円																																																						
			45リットル	70円																																																						
	大型ごみ			70円																																																						

現 行 条 例					改 正 条 例				
3 特殊料金の適用は、し尿全体が凍結し特殊作業器具等で破碎し、水を添加して吸引する場合に限る。									
別表第1（第17条関係）					別表第1（第17条関係）				
種類	区分			金額	種類	区分			金額
略	略		略	略	略	略		略	略
し尿処理手数料	処理区域	基本料金	300リットルまで	1,260円	し尿処理手数料	基本料金		300リットルまで	1,740円
		超過料金	20リットル増す毎に	84円		超過料金		20リットル増すごとに	116円
	除外区域	基本料金	300リットルまで	1,290円					
		超過料金	20リットル増す毎に	86円					
	特殊料金		凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。			特殊料金		凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。	
備考 1～3 略					備考 1～3 略				
別表第2 略					別表第2 略				